



行動制限最小化委員会

出口病院には 14 の委員会があります。
各委員会がどのような活動をしているのか
シリーズでご紹介致します♪
今回は、行動制限最小化委員会です。

当院の入院患者さんへの対応は、精神保健福祉法にのっとり、患者さんの個人としての尊厳を尊重し、その人権に配慮するよう努めています。また、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならないことを念頭に、患者さんの自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を患者さんにできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、患者さんの状況に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならないという理念のもと、委員会運営を行っています。

上記を念頭に、やむを得ず行動の制限が行なわれる場合は、患者さんの生命を守ること、身体の損傷を防ぐことにも十分留意するため、マニュアルを作成しています。たとえば、実際に身体拘束を行う際は、器具の使用方法を確認し、正しく安全に器具を使用することで患者さんを守り、2次的な身体障害を起こさないよう取り組んでいます。

《主な活動内容》

- ・月に1回の行動制限最小化委員会を実施

ご本人の人権や尊厳を守るために、行動制限を行っている患者さんのケース検討、状況確認を行い、最小化に向けて話し合いを行っています。

- ・実際の状況を知るための院内ラウンド

不適切な使用方法や、間違った使い方がされていないかなどの確認を行い、毎月委員会内で現状の把握・検討・見直しを行なっています。

- ・年に2回の院内研修

全職員を対象に、行動制限について各個人が理解を深める機会となっています。

委員会では今年度の目標を、“委員としての自覚を持ち、最小化を目指していく”とし、医師を中心に多職種と連携し、今後も行動制限を最小化するために努力していきます。

